

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	ページ 一
告示	(税務課)	四
指定代理納付者の指定 自動車税に係る徴収金の収納事務の委託	(同)	四
訓令 甲	(税務課)	四
岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令	(税務課)	四

## 規則

号外(八) 平成二十三年 四月 一日

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県規則第三十二号

#### 岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(相続人の代表者の届出等)

第十三条の二 法第九条の二第一項後段の規定による相続人の代表者の指定の届出をしようとする者は、第二十二号様式による届出書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第九条の二第一項後段の規定により届出をした相続人がその指定した代表者を変更する場合について準用する。

様式目次中「第二十二号様式 削除

第二十二号様式 相続人代表者指定(変更)届出 第十三条の二に、「第百二号様式」を

の十七 軽油引取税特別徴収義務者登録 第八十二条の「第百二号」の十七 軽油引

削除申請書 第二十二号様式 第二十二号様式 第二十二号様式 第二十二号様式 第二十二号様式

取税特別徴収義務者登録 第八十一条の「第百八号様式」及び「第百八号」の二 削除

請書 第二十二号様式 第二十二号様式 第二十二号様式 第二十二号様式 第二十二号様式

平成二十三年四月一日

様式

を 「第百八号様式」 削除

「に、 「第百四十五号の 県税関係書類の電磁的記録によ

二様式 一様式 二様式 するスキャナ保存の承認

第百五条

を 「第百四十五号の 県税関係書類の電磁的記録によ

一様式 二様式 するスキャナ保存の承認申請書

第百五条

に改める。

第二十二号様式を次のように改める。

第22号様式 (用紙日本工業規格 A 4 )(第13条の 2 関係)

付 受印		相続人の代表者	住 (居) 所 (所 在 地)		
年 月 日 税事務所長様			氏 名 (名 称)		
			被相続人との続柄		電話番号
相続人代表者指定 ( 変 更 ) 届 出 書					
地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次の被相続人に係る徴収金の賦課徴収 ( 滞納処分を除く。 ) 及び還付に関する書類を受領する代表者を指定 ( 変更 ) したので届け出ます。					
被 相 続 人	氏 名				
	死亡時の住 ( 居 ) 所				
	死 亡 年 月 日		年 月 日		
相 続 人	氏 名 ( 名 称 )	住 (居) 所 ( 所 在 地 )	被 相 続 人 と の 続 柄	相 続 分	
摘 要					

- 備考 1 第15号様式備考は、この様式について準用する。
- 2 代表者の変更の届出書にあつては、旧代表者の氏名 ( 名称 ) 及び届出年月日を「摘要」欄に記載すること。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番 一号	指定代理納付者に納付させる歳入 自動車税	指定代理納付者に歳入を納付させる期間 平成二十三年四月二十八日から平成二十四年三月三十一日まで
---	-------------------------	--

岐阜県告示第二百二十八号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容	委託期間
社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の二	自動車取得税及び自動車税の申告受付及び収納事務	平成二十三年四月一日から平成二十四年四月六日まで

岐阜県告示第二百二十八号の二

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容	委託期間
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番 一号	自動車税の収納事務	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第八号

総 務 部  
各 県 税 務 所  
自 動 車 税 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「税務課又はその所属する県税事務所」を削る。

第七条第一項中「当該徴収金を」を「別記第五号の様式による相続による納税義務承継決議書により相続人が」に、「旨をその相続人に通知」を「金額を決議」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 県税事務所長は、前項の規定により相続人が納付又は納入すべき金額を決定したときは、その旨を別記第五号の様式による通知書により相続人に通知しなければならない。

第三十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該通知書を送付してもその効果が期待できないことが明らかな場合は、この限りでない。

第三十八条に次の二項を加える。

14 県税事務所長は、徴収法第二百二十三条の規定により買受人が同法第二百一十一条の規定による嘱託に係る登記の登録免許税その他の費用を負担した場合において、当該買受人から費用の負担に係る登録免許税の領収証書又は印紙の提出があつたときは、別記第九十二号の様式による受領書を交付しなければならない。

15 県税事務所長は、前項の受領書を交付したときは、別記第九十二号の様式による受払簿に所要事項を記載して、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

第三百三十四条第二項中「第五号の様式」を「第五号の二の五様式」に改める。

別記様式目次中「第六号様式 相続人の代表者指定通知書 第七条第二項」

「第五号の様式 相続による納税義務承継決議 第七条第一項」

「を 第五号の様式 納税義務承継通知書 第七条第二項」

第六号様式 相続人の代表者指定通知書 第七条第三項

「第九十二号様式

九十二号様式 電話加入権売却決定通知書 第三十八条第十三

項 を 様式

第九十二号の三様式

電話加入権売却決定通知書 第三十八条第十三

項 に改める。

登録免許税領収証書（印紙）

受領書 第三十八条第十四

登録免許税領収証書（印紙） 第三十八条第十五

受払簿 項

別記第五号様式の次に次の二様式を加える。

第 5 号の 2 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 7 条関係)

所 長	総 務 課 長	担当総括	担 当	主 任	起案	年 月 日
					決議	年 月 日
					通知	年 月 日
					税第	号

相続による納税義務承継決議書

被相続人	住 所						
	氏 名						
上 記 の 者 に 係 る 未 納 金 額							
税 目	課税番号	納 期 限	税 額	延滞金額 (法律による金額)	加 算 金 額	滞納処分費	摘 要
年度	期別						
計 (円)							
相 続 開 始 年 月 日		年 月 日					
相 続 人	住 所 ( 所 在 地 )	被相続人 との続柄	相続分	相 続 財 産 の 評 価 額 ( 円 )	納 税 義 務 承 継 税 額 ( 円 )	納 付 責 任 額 ( 円 )	
	氏 名 ( 名 称 )						
納 付 期 限	年 月 日						
( 特 記 事 項 )							

備考 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができる。

第 5 号の 3 様式 ( 用紙日本工業規格 A 4 ) ( 第 7 条関係 )

納 税 義 務 承 継 通 知 書							
						第 号 年 月 日	
住 所 ( 所 在 地 )							
氏 名 様 ( 名 称 )							
岐阜県 税事務所長 印							
<p>あなたは、地方税法第 9 条第 1 項の規定により次の被相続人の滞納税額のうち下記の金額 ( 以下「承継税額」という。 ) を納付しなければならないことになっておりますので通知します。</p> <p>つきましては、下記納付期限までに、同封の納付書により、最寄りの金融機関にて納付してください。</p> <p>なお、相続によつて得た財産の価額が、あなたの承継税額をこえている場合には、同条第 3 項の規定により、そのこえる価額を限度として、他の相続人の承継税額についても納付 ( 納入 ) する責任があります。</p>							
被相続人の滞納税額に係る あなたの承継税額				円			
納 付 期 限				年 月 日			
被 相 続 人	住 所						
	氏 名						
被 相 続 人 の 滞 納 税 額							
税 目		課税番号	税 額	延滞金額 ( 法律による金額 )	加算金額	滞納処分費	摘 要
年度	期 別	納 期 限					
⋮							
⋮							
⋮							
⋮							
計 ( 円 )							
摘 要							

連絡先	( 所属 ) 課 担当 ( 担当者 )
	( 電話 ) 番 内線 番





・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

別記第三十八号様式その一中

氏名	納期限

を

氏名	納期限
生年月日	年月日

に改める。

別記第四十号様式備考第四号中「毎年度作成し、滞納繰越となったものは交付中の枚数を翌年度に繰越し、転記」を「毎年4月1日の時点で作成」に改め、同様式備考第五号を同様式備考第六号とし、同様式備考第四号の次に次の一号を加える。

5 この管理簿の作成に当たっては、滞納整理票との突き合わせによる確認を行うこと。滞納繰越となったものについては、交付中の枚数を翌年6月1日の時点で繰り越し、転記すること。

別記第六十四号様式中

解除の理由	解除年月日	年

月日	や	解除年月日	年月日

に改める。

別記第九十二号様式の次に次の二様式を加える。



第92号の3様式(用紙日本工業規格A4)(第38条関係) 登録免許税領収証書(印紙)受払簿

受領年月日	提出者の住所 (所在地) 氏 名(名 称)	種別	印紙の場合の内訳		金額	担当者印	検印	払出年月日	払出先	担当者印	検印
			種類	枚数							
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			
・ ・	.....				円			・ ・			

備考 1 「種別」欄には領収証書・印紙の別を記載すること。  
 2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第四百四十四号様式中「、第54条」を削る。  
附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発 行 者  
発 行 所

岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター